

八丈町農業委員会

第 1 0 回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については で消しています。

令和 3 年 1 月 2 5 日(月)

八丈町役場大会議室

1.開催日時：令和3年1月25日(月) 9:00～10:00

2.場 所：八丈町役場大会議室

3.農業委員出席：13名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	浅沼 實
会長職務代理者	13	浅沼 博之	〃	7	菊池 家司
委員	1	磯崎 正	〃	8	大澤 正雄
〃	2	伊勢崎武二(欠席)	〃	9	菊池 勝男
〃	3	菊池 國仁	〃	10	奥山 完己
〃	4	菊池 寛	〃	11	青木 保憲
〃	5	磯崎 典雄	〃	12	沖山 宗春

4.農業委員欠席：1名

5.農地利用最適化推進委員出席：0名

委員	1	菊池 睦男(欠席)	委員	5	浅沼 隆章(欠席)
〃	2	加藤 純生(欠席)	〃	6	欠員
〃	3	笹本 守彦(欠席)	〃	7	奥山 利平(欠席)
〃	4	西條 忍(欠席)			

6.農地利用最適化推進委員欠席：6名

7. 会議録署名委員の指名： 10番 奥山 完己委員、11番 青木 保憲委員

8.議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)

9.出席事務局職員：事務局長 高野 秀男、事務局次長 金川 智亜樹、事務局 笹本 大祐、事務局 廣瀬 悠志、篠崎 京平、坂井 俊介、笠井 貴夫

10.農業委員会等に関する法律第39条による出席者：2名

八丈支庁産業課農務担当 主事 山口 修平

島しょ農林水産総合センター八丈事業所主任改良普及員 小林 和郎

11.傍聴人：1名

[会議内容]

議長 それでは時間となりましたので第10回総会を開催いたします。
緊急事態宣言が発令されたことを受け、新型コロナウイルス感染症拡大対策の為、今月より再度出席者を農業委員に限定した形での開催となりますことをご了承ください。
本日の会議録署名委員ですが、10番委員・11番委員お願いします。
次に会長活動報告を行います。

会長 < 会長活動報告 >

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 < 事務局長活動報告 >

議長 それでは議案に移って参ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め。
令和3年1月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字 番、登記 田、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 1,607m²、権利種別 3条有償移転

譲渡人

譲渡人は自身が高齢により耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 野菜・イモ類

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号1の さんについては、現在、主に自営でデザイナー業を営む夫の手伝いをしており、農地取得後は休日等を利用して夫と一緒に農業を行っていくということです。野菜栽培等の経験もあるとのこと、全部効率利用・常時従事については問題ありません。

農地図をご覧いただきたいと思いますが、今回の農地の右に位置している土地は先月の総会において さんから さんへ宅地転用の申請を行っており、今回はその周りの農地を譲渡することとなります。

農地については現在、荒廃しておりますが、取得後は開墾し、夫と一緒に季節に沿った野菜やイモ類の栽培を行っていくと伺っております。

議長 説明が終わりました。それでは、担当地区の農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地に関しまして、4番委員をお願いします。

農委4番 譲渡人の さんは夫が亡くなり、耕作において減少傾向にあります。譲受人の さんにおいては、事務局からの説明にもありましたように、先月の総会で農地から宅地への転用申請を行っており、今回はその土地に隣接する農地を購入して農業を行うという事で問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 議案第1号について、農業委員より意見を伺いましたが、なにか他にご意見やご質問等ございますか。
...無いようでしたら議案第1号を許可することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）を上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和3年1月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝

番号1 農地の所在 大字 番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 634㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者

利用権設定を受ける者

利用目的 野菜、期間 5年間、賃借料は無償となります。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

最後に確認事項ですが、

番号1の さんについては、全部効率利用、常時従事については認定農業者ですので問題ありません。この農地は、オクラ・サツマイモ・ダイコンなど季節の野菜を栽培する計画となっております。

議長 説明が終わりました。それでは、担当地区の農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地に関しまして、7番委員をお願いします。

農委7番 今回の農地は少し雑草が生えている状態ではありますが、整備すれば耕作できる状態です。利用権を設定する さんは今回の農地を利用する予定がなく、どなたか利用する農業者を探していたところにタイミングよく認定農業者で野菜栽培の経営計画がある さんが見つかったということで問題ないかと思われます。よろしくをお願いします。

議長 議案第2号について、農業委員より意見を伺いましたが、なにか他にご意見やご質問等ございますか。

...無いようでしたら第2号議案を許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号については許可することと決しました。